



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 3月14日火曜日 第2856号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 144

告 示

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託..... (障がい福祉課) ... 145

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 145

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 145

保安林の指定..... (森林整備課) ... 145

保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示 (6件)..... (") ... 145

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ... 147

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... (") ... 148

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 148

公聴会の開催..... (都市計画課) ... 149

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件)..... (") ... 149

都市計画事業の事業計画の変更認可 (2件)..... (都市整備課) ... 149

道路の供用開始 (県道今治丹原線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 149

道路の区域変更 (県道西条久万線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 150

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 150

道路の区域変更 (県道西谷吉田線)..... (南予地方局管理課) ... 150

道路の区域変更 (県道猿鳴平城線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 151

道路の供用開始 (")..... (") ... 151

道路の区域変更 (県道久良城辺線)..... (") ... 151

道路の供用開始 (")..... (") ... 151

道路の区域変更 (県道野佐来八幡浜線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 152

道路の供用開始 (県道肱川公園線)..... (") ... 152

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 152

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... (建築住宅課) ... 152

規 則

○愛媛県規則第3号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則 (平成19年愛媛県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2 (第54条関係)					別表第2 (第54条関係)				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
診 断 書 料	省略				診 断 書 料	省略			
	死亡診断書	1部	<u>3,560円</u>			死亡診断書	1部	<u>3,450円</u>	
	省略					省略			
文 書 料	普通証明書	1部	<u>2,050円</u>	省略	文 書 料	普通証明書	1部	<u>1,940円</u>	省略

	診療費納付証明書	1部	1,510円
	省略		
省略			

	診療費納付証明書	1部	1,400円
	省略		
省略			

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県子ども療育センター使用規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の診断書及び文書の交付の申請に係る手数料について適用し、同日前の診断書及び文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、東温市田窪、牛淵、南野田及び北野田地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・南吉井地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年3月15日から4月12日まで
- 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第244号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成35年4月19日	愛媛県第1249号	炭酸カルシウム肥料	ダイヤ粉状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

○愛媛県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林の所在場所
松山市長師17
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第246号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成29年2月21日愛媛県告示第160号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
今治市朝倉上甲174	大阪府枚方市池之宮二丁目18番20号 橋 本 晴 夫	森林所有者

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第247号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成29年2月21日愛媛県告示第161号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row 1: 宇和島市津島町山財218, 739, 740 | 北宇和郡津島町大字山財830番地 河野喜美江 | 森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第248号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成29年2月21日愛媛県告示第162号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row 1: 宇和島市津島町岩刈戊17の1、戊17の2、戊21の2、戊22 | 北宇和郡津島町大字岩刈甲15番地上田茂樹 | 森林所有者. Row 2: 宇和島市津島町岩刈戊53 | 北宇和郡津島町大字岩刈丙77番地 廣瀬繁藏 | ". Row 3: " | 北宇和郡津島町大字岩刈イ10番戸 廣瀬良造 | "

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第249号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成29年2月21日愛媛県告示第161号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年3月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Row 1: 宇和島市津島町坪井字上シデノ谷433 | 下灘村 寺岡松太郎、坂本久吾、松田良吉、岡部豊松、小浜傳六、山下役松、川口喜十郎、木下多吉、佐々木常次郎、小川刃太郎、川名完吉、山下常次郎、佐々木長太郎、岡田熊吉、岡部吉藏、大下辰三郎、川名金太郎、木村儀作、寺坂惣八、寺坂古三郎、清家清造、曾根庄吉、山下茂三郎、小浜五郎吉、末広吉太郎、坂本門治郎、吉村喜八、吉村久太郎、宮本常治、吉村兼松、兵頭完次郎、寺坂留八、石崎五平、樋口基内、佐藤長八、樋口鹿太郎、寺岡萬太郎、松田宇三郎、青山幸吉、寺坂大三郎、伊勢田初治、石橋林三郎、亀井弥三郎、青山梅太郎、石橋政吉、中川空太郎、吉本庄吉、山本仙太郎、木田伴治、木村徳太郎、木村儀平、中野平藏、酒井百太郎、寺岡喜三郎、石橋梅治、松田龍太郎、吉本和一、松田弥三郎、井上岡六、森嘉藏、吉良八太郎、木村長八、吉本儀作、森熊太郎、佐藤弥三郎、中田梅吉、森力松、木村儀八 | 森林所有者. Row 2: 宇和島市津島町高田己22の2、己22の5、己23の1、己23の8 | 宇和島市津島町岩松甲2223番地 山口民雄 | "

- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第250号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成29年2月10日愛媛県告示第120号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその

要旨を告示する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町山財95	宇和島市新町一丁目5番22号 松 本 尚	森林所有者
宇和島市津島町山財1835	大阪市港区波除五丁目2番4号 伊 原 喜久男	"
宇和島市津島町山財3148、3149、3166	北宇和郡津島町大字山財上組1697番地 酒 井 栄 吉	"
宇和島市津島町山財4568から4570まで	兵庫県尼崎市富松町四丁目35番3号 藤 堂 範 夫	"

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第251号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成29年2月10日愛媛県告示第120号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町岩松甲1238の3	北宇和郡津島町岩松甲1284番地 清 家 吉 規	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第252号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局管内)

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	新居浜加入区
西条加入区	河原津加入区	

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区
関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

(中予地方局管内)

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・太山寺加入区	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

(南予地方局管内)

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔭淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区
宇和島第三加入区	三浦加入区	

(南予地方局愛南水産課管内)

内海加入区	南内海加入区	深浦加入区
東海加入区	西海加入区	福浦加入区
久良加入区		

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三瓶湾加入区	三崎加入区	

○愛媛県告示第253号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成25年3月愛媛県告示第249号)による保険に付すべき義務は、平成29年3月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局管内)

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	新居浜加入区
西条加入区	河原津加入区	

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区
関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

(中予地方局管内)

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・加入区 太山寺	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

(南予地方局管内)

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔦淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区

宇和島第三加入区	三浦加入区
----------	-------

(南予地方局愛南水産課管内)

内海加入区	南内海加入区	深浦加入区
東海加入区	西海加入区	福浦加入区
久良加入区		

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三瓶湾加入区	三崎加入区	

○愛媛県告示第254号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

岩川B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
上浮穴郡久万高原町	上畑野川	甲812番	1号
		甲1015番1	2号、3号
		甲810番	4号
		甲1017番1	5号、6号
		甲1017番3	7号
		甲733番	8号、9号
		甲736番	10号
		甲738番	11号
		甲739番	12号
		甲746番1	13号
		甲749番1	14号
		甲803番	15号

谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を県道双岩停車場と泉線北側官民境界線で結んだ線、標柱13号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を県道双岩停車場と泉線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	谷	5番耕地352番1	1号、2号
		10番耕地253番地先	3号
		10番耕地255番2地先	4号

5 番耕地379番	5号、6号
5 番耕地381番	7号
5 番耕地434番 1	8号
5 番耕地431番 2	9号
10番耕地268番 1	10号、11号
5 番耕地304番	12号
5 番耕地407番 1	13号
5 番耕地402番	14号
5 番耕地396番 1	15号
5 番耕地398番	16号
5 番耕地362番 1	17号

○愛媛県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 日時 平成29年 3月30日（木）14時から
- 場所 愛媛県水産会館 6階大会議室
- 公聴会の案件及びその概要
 - 案件
松山広域都市計画道路の変更案について
 - 案件の概要
松山広域都市計画道路中1・4・1自動車専用松山外環状線及び3・2・3来住余戸線を変更する。
- 公述の申出等
 - 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
 - 申出の期限
平成29年 3月24日（金）まで
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
 - 問合せ先
〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ
（電話089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画特定用途制限

○愛媛県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画墓園事業（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 事業施行期間
平成 6年12月9日から
平成39年 3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
なし

○愛媛県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、新居浜都市計画道路事業3・4・11号上部東西線及び3・4・4号西町中村線（新居浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 事業施行期間
平成22年 3月23日から
平成31年 3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成22年愛媛県告示第348号の事業地のうち上原三丁目及び萩生地内において事業地を変更する。
 - 使用の部分
なし

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市朝倉下甲281番5から 同市朝倉下甲282番11まで	平成29年 3月14日

○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町七鳥2561番地先から 同字2550番地先まで	旧	メートル 6.5～10.2	キロメートル 0.102	
		上浮穴郡久万高原町七鳥2561番から 同字2550番まで	新	8.3～13.1	0.102	

○愛媛県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 3月14日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	酒井 宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	上甲 榮洋	西予市明浜町依津3番耕地38番地
"	篠川 久詩	西予市明浜町依津2番耕地858番地第8
"	三浦 要作	西予市明浜町依津2番耕地552番地
"	宇都宮 凡平	西予市明浜町依津5番耕地63番地第1
"	稲葉 一也	西予市明浜町狩浜2番耕地1960番地
"	宇都宮 俊文	西予市明浜町狩浜1番耕地208番地
"	大河 又夫	西予市明浜町狩浜2番耕地209番地
"	大津 敬雄	西予市明浜町狩浜3番耕地227番地1
"	川上 吉嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	川上 竹友	西予市明浜町高山甲1526番地
"	中田 信茂	西予市明浜町高山甲1431番地
"	遠藤 昭作	西予市明浜町宮野浦甲1084番地
"	土居 賢一	西予市明浜町宮野浦甲1039番地
"	上田 甚正	西予市明浜町田之浜甲849番地
"	二宮 金治	西予市明浜町田之浜甲768番地第1
"	道山 升文	西予市明浜町高山甲3271番地第2
監事	坂本 甚松	西予市明浜町依津1番耕地448番地

"	川越 文憲	西予市明浜町狩浜3番耕地1389番地
"	土居 與次	西予市明浜町田之浜甲834番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	上甲 榮洋	西予市明浜町依津3番耕地38番地
"	酒井 宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	篠川 久詩	西予市明浜町依津2番耕地858番地第8
"	三浦 要作	西予市明浜町依津2番耕地552番地
"	宇都宮 凡平	西予市明浜町依津5番耕地63番地第1
"	稲葉 一也	西予市明浜町狩浜2番耕地1960番地
"	川越 文憲	西予市明浜町狩浜3番耕地1389番地
"	大河 又夫	西予市明浜町狩浜2番耕地209番地
"	宇都宮 亮尚	西予市明浜町狩浜3番耕地1392番地
"	川上 吉嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	川上 竹友	西予市明浜町高山甲1526番地
"	中田 信茂	西予市明浜町高山甲1431番地
"	遠藤 昭作	西予市明浜町宮野浦甲1084番地
"	山村庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	上田 甚正	西予市明浜町田之浜甲849番地
"	二宮 金治	西予市明浜町田之浜甲768番地第1
"	宇都宮 松夫	西予市明浜町高山甲1448番地
監事	坂本 甚松	西予市明浜町依津1番耕地448番地
"	大早 稔	西予市明浜町渡江133番地
"	土居 賢一	西予市明浜町宮野浦甲1039番地

○愛媛県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市吉田町立間字木ノ下1番耕地1886番2から 同字3番耕地783番2まで	旧	メートル 3.2～7.3	キロメートル 0.351	
			新	7.1～26.6	0.351	

○愛媛県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦761番7から 同町中浦756番2まで	旧	メートル 7.2～13.5	キロメートル 0.139	
			新	7.2～13.5	0.139	

○愛媛県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦761番7から 同町中浦756番2まで	平成29年 3月14日

○愛媛県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3211番4から 同町御荘平城3269番3まで	旧	メートル 6.2～10.2	キロメートル 0.045	
			新	8.6～10.2	0.045	

○愛媛県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3211番4から 同町御荘平城3269番3まで	平成29年 3月14日

○愛媛県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市北裏313番1地先から 同市北裏302番1地先まで	旧	メートル 39～49	キロメートル 0.011	
			新	23.2～25.2	0.011	

○愛媛県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂258番3から 同町山鳥坂247番8まで	平成29年 3月14日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成29年3月3日あったので公表する。
平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成29年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成29年 3月27日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成29

年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成29年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の施行日時
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
平成29年 7月2日（日）午前10時から午後5時10分まで
 - イ 建築設計製図の試験
平成29年 9月10日（日）午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
平成29年 7月23日（日）午前10時から午後5時10分まで
 - イ 建築設計製図の試験
平成29年10月8日（日）午前11時から午後4時まで
- 2 試験の場所
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
松山市文京町3 愛媛大学
 - イ 建築設計製図の試験
松山市文京町3 愛媛大学
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
松山市文京町3 愛媛大学
 - イ 建築設計製図の試験
松山市文京町3 愛媛大学
- 3 受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当す

る者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者であって、受験申込書に平成28年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を添えているもの

(イ) 受験申込書にやむを得ない理由により直接提出することができないことを証する書面を添えている者

イ 受験申込書は、平成29年4月3日(月)から17日(月)までの間に、ウ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

ウ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求

公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

(イ) 提出先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部
(〒102-0094東京都千代田区紀尾井町3番6号
紀尾井町パークビル)

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成29年4月10日(月)午前10時から17日(月)午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成29年4月20日(木)から24日(月)までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5愛媛県建築士会館内)

(イ) 提出先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5愛媛県建築士会館内)

4 建築設計製図の課題

平成29年6月7日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15号)及び公益社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5)に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成29年8月22日(火)(予定)付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成29年9月5日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

平成29年12月7日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。